

北本市農業委員会の農地利用最適化推進委員応募要領

北本市農業委員会では、農業委員会等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに北本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例等により次のとおり北本市農業委員会の農地利用最適化推進委員の公募を実施します。

1 委員の定員

5名（担当区域及び人数は別表のとおり）

2 委員の任期

委嘱日から農業委員任期満了日まで

3 主な業務

- (1) 地域計画の実現に向けて、地域の農業者等の話し合いを推進すること
- (2) 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進すること
- (3) 遊休農地の発生防止と解消を推進すること
- (4) 上記項目達成のため、農地中間管理機構と連携を図ること

4 報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく月額報酬

5 応募の要件

- ・ 北本市の農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- ・ 「3 主な業務」に記載された業務に積極的に取り組み、平日昼間の会議等に出席ができるもの

※農業委員会等に関する法律第8条第4項及び第18条第4項の規定により、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及

び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は応募できません。

※北本市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第4条第1号の規定により、北本市の常勤の職員（地方公務員法に定めのある短時間勤務の職員を含む）は応募できません。また、自治体の執行機関の委員等であって、法令により農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されている者も応募できません。

6 受付期間及び受付場所

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時45分から午後4時30分まで

北本市役所 北本市農業委員会事務局

※受付は持参のみ（郵送等不可）

7 応募の方法

- (1) 農業者等の個人3名以上からの推薦（様式第1号(1)）
- (2) 法人又は団体からの推薦（様式第1号(2)）
- (3) 個人による応募（様式第2号）

8 応募内容の公表

応募の内容は、令和8年2月13日時点及び募集期間終了後に、住所、印影及び生年月日を除くすべてが北本市公式ホームページ及び農業委員会事務局窓口で公表されます。（農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により、応募の時点で公表の同意があったものとされますので、ご了承ください。）

※様式中の生年月日については、基準日時点の年齢として公表しますので、生年月日は公表しません。

9 委員の委嘱

農地利用最適化推進委員候補者は、農業委員会により、担当区域ごとの候補者選考を行い、令和8年7月20日に任命された新たな農業委員会から同日以降に委嘱されます。

(別表)

地区名	その地区の区域	人 数
第1地区	深井一丁目、深井二丁目、深井三丁目、深井四丁目、深井五丁目、深井六丁目、深井七丁目、深井八丁目、東間一丁目の一部、東間二丁目、東間三丁目、東間四丁目、東間五丁目、東間六丁目、東間七丁目、東間八丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、宮内三丁目、宮内四丁目、宮内五丁目の一部、宮内六丁目、宮内七丁目の一部、北本二丁目の一部、北本三丁目の一部、北本四丁目、本宿四丁目、本宿五丁目、本宿六丁目の一部、中丸三丁目の一部、中丸十丁目の一部、山中一丁目の一部、山中二丁目の一部、北中丸一丁目の一部	1
第2地区	宮内五丁目の一部、宮内七丁目の一部、本宿七丁目の一部、中丸一丁目の一部、中丸二丁目、中丸三丁目の一部、中丸四丁目、中丸五丁目の一部、中丸六丁目、中丸七丁目、中丸八丁目、中丸九丁目、中丸十丁目の一部、ニツ家二丁目の一部、山中一丁目の一部、山中二丁目の一部、北中丸一丁目の一部、北中丸二丁目、古市場一丁目、古市場二丁目、古市場三丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目	1
第3地区	東間一丁目の一部、北本一丁目、北本二丁目の一部、北本三丁目の一部、本宿一丁目、本宿二丁目、本宿三丁目、本宿六丁目の一部、本宿七丁目の一部、本宿八丁目、中丸一丁目の一部、中丸五丁目の一部、ニツ家一丁目、ニツ家二丁目の一部、ニツ家三丁目、ニツ家四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目	1

	の一部、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目の一部、本町八丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、下石戸一丁目、下石戸五丁目、下石戸六丁目、下石戸七丁目、栄、石戸一丁目、石戸二丁目の一部、石戸四丁目の一部、石戸五丁目の一部、石戸六丁目、石戸七丁目、石戸八丁目の一部、石戸九丁目の一部、荒井二丁目の一部、大字下石戸下字久保	
第4地区	中央四丁目の一部、本町七丁目の一部、西高尾一丁目、西高尾二丁目、西高尾三丁目、西高尾四丁目、西高尾五丁目、西高尾六丁目、西高尾七丁目、西高尾八丁目、高尾一丁目、高尾二丁目、高尾三丁目、高尾四丁目、高尾五丁目、高尾六丁目、高尾七丁目、高尾八丁目の一部、高尾九丁目の一部、荒井一丁目の一部、石戸二丁目の一部、石戸三丁目、石戸四丁目の一部、大字高尾字上沼	1
第5地区	高尾八丁目の一部、高尾九丁目の一部、荒井一丁目の一部、荒井二丁目の一部、荒井三丁目、荒井四丁目、荒井五丁目、荒井六丁目、石戸四丁目の一部、石戸五丁目の一部、石戸八丁目の一部、石戸九丁目の一部、石戸宿一丁目、石戸宿二丁目、石戸宿三丁目、石戸宿四丁目、石戸宿五丁目、石戸宿六丁目、石戸宿七丁目、石戸宿八丁目、大字高尾字下沼、大字荒井字下沼、大字下石戸下字下沼、大字石戸宿字横田下	1

【問合せ】

北本市農業委員会事務局

加藤・安藤

電話 048(594)5533 (直通)